

# 第8次

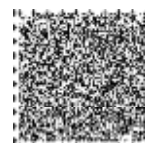
# 芦屋すこやか長寿プラン21

概要版

第8次芦屋市高齢者福祉計画及び第7期介護保険事業計画



平成30年3月  
芦屋市



# 本計画の概要

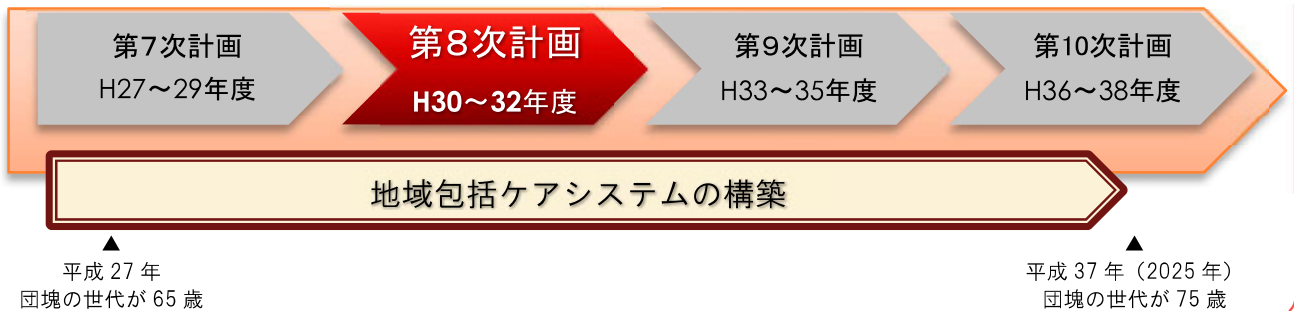
## (1) 計画の期間

本計画は、平成30年度を初年度とし、平成32年度（2020年度）を目標年度とする3か年計画です。計画期間最終年にあたる平成32年度（2020年度）に、次期計画策定に向けた見直しを行います。

平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)	平成33年度 (2021年度)	平成34年度 (2022年度)	平成35年度 (2023年度)	平成36年度 (2024年度)	平成37年度 (2025年度)	平成38年度 (2026年度)
平成37年（2025年）までの見通し								
本計画期間（第8次）			第9次計画期間			第10次計画期間		
		見直し			見直し			

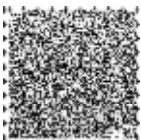
## ◆ 今期計画の位置づけ ◆

本計画は、平成37年（2025年）を見据え、地域包括ケアシステムの構築のための「地域包括ケア計画」の2期目の計画として位置づけられます。



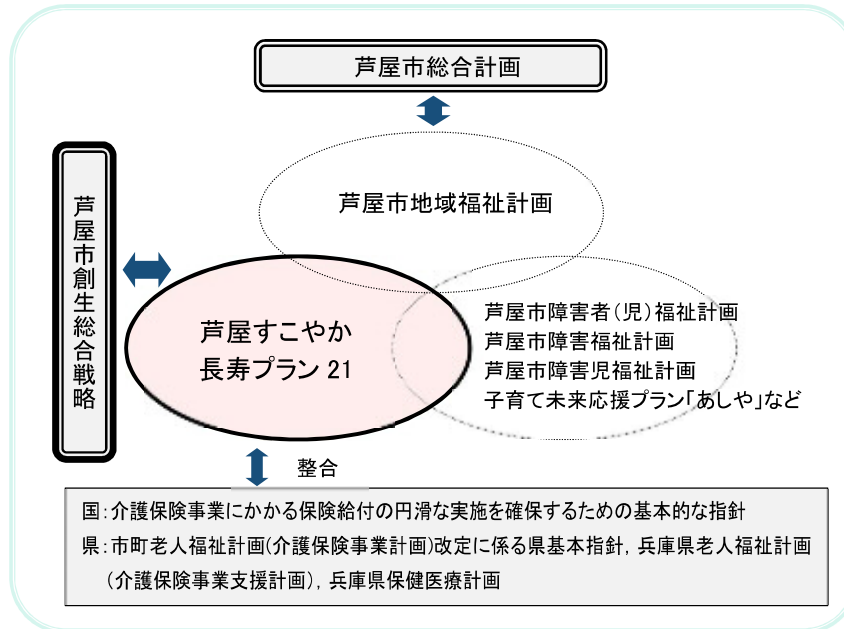
### ■ 地域包括ケアシステムとは

団塊の世代が75歳以上となる平成37年（2025年）を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される体制のこと。



## (2) 他計画等との関係

本計画は、「第4次芦屋市総合計画（平成23～32年度）」及び「後期基本計画（平成28～32年度）」の高齢者福祉に係る部門計画の役割を担うとともに、「第3次芦屋市地域福祉計画（平成29～33年度）」をはじめ、市の保健福祉分野別計画との整合を図り策定しています。



## (3) 介護保険制度改正の概要

平成29年改正法では、高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現を図るとともに、制度の持続可能性を確保することに配慮し、サービスを必要とする方に必要なサービスが提供されることを目指しています。

このような点から、「地域包括ケアシステムの深化・推進」と「介護保険制度の持続可能性の確保」という2つの基本的な考え方のもと、制度の見直し（平成30年施行）が行われます。

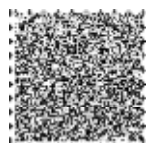
### 地域包括ケアシステムの深化・推進

- (1) 自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取組の推進
- (2) 医療・介護の連携の推進等
- (3) 地域共生社会の実現に向けた取組の推進等

### 介護保険制度の持続可能性の確保

- (4) 2割負担者のうち特に所得の高い層の負担割合を3割とする
- (5) 介護納付金への総報酬割の導入

※ (1) (2) (3) は平成30年4月1日施行。((5) は平成29年8月分の介護納付金から適用, (4) は平成30年8月1日施行)

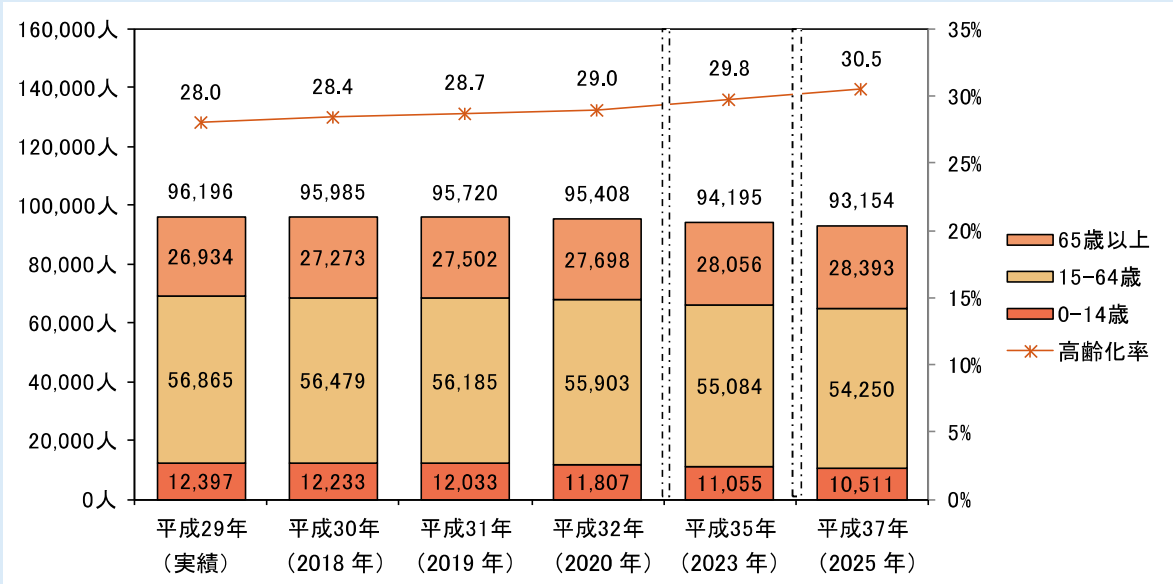




# 芦屋市の高齢者等の推計

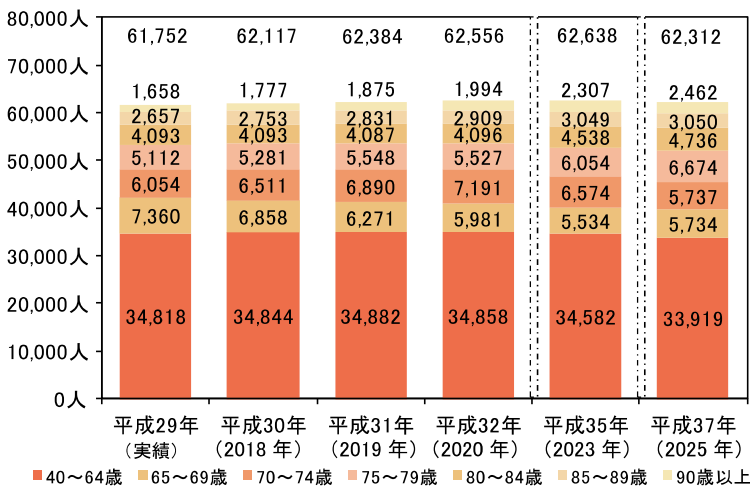
## (1) 総人口の推計

本市の総人口は、計画期間中（平成30年～32年）は減少傾向で推移し、平成32年（2020年）に95,408人となります。



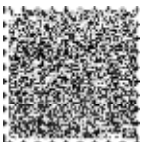
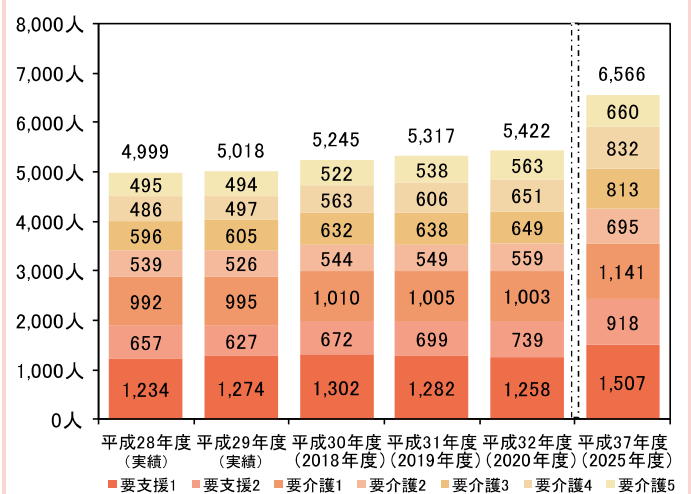
## (2) 40歳以上の人口推計

本市の40～64歳人口は、平成31年（2019年）を頂点に以降減少傾向に転じると見込まれます。一方、65歳以上人口は平成37年（2025年）まで上昇傾向で推移すると見込まれます。



## (3) 要介護等認定者数の推計

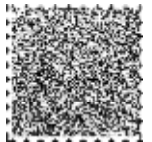
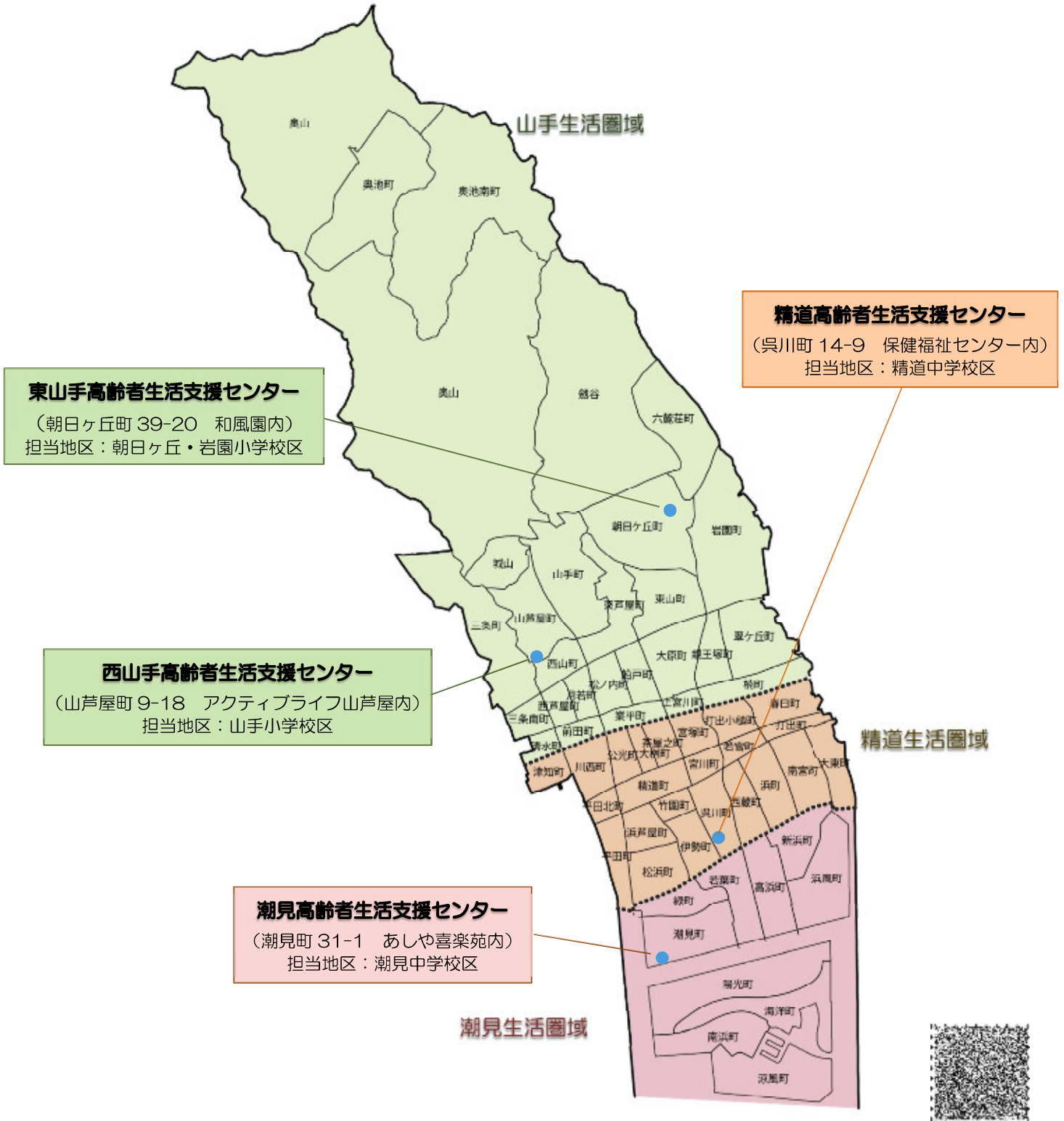
要介護等認定者数は平成29年度の5,018人から、平成32年度（2020年度）には5,422人へ増加することが予想されます。



## ◆ 日常生活圏域 ◆

本市では、高齢者を住み慣れた地域で支える「地域包括ケア」を推進するために、中学校区を基本に「日常生活圏域」を設定しています。それぞれの日常生活圏域には「高齢者生活支援センター」（地域包括支援センター）を設置しており、身近な相談窓口としての機能を含めた地域支援事業（包括的支援事業）や、要支援認定者への介護予防ケアマネジメントを一体的に実施しています。

本計画期間においても、この日常生活圏域ごとに介護施設の整備を進めるなど、介護サービスの充実を図っていきます。



# 施策の体系

『高齢者がいつまでも、いきいきと安心して暮らせるまち』を基本理念とし、基本理念の実現に向けて、次のような体系で施策を推進していきます。

基本理念

基本目標と施策の展開方向

『高齢者がいつまでも、いきいきと安心して暮らせるまち』

## 基本目標1

高齢者を地域で  
支える環境づくり

- 1-1 高齢者の総合支援体制の充実
- 1-2 高齢者生活支援センターの機能強化
- 1-3 芦屋市地域発信型ネットワークの充実
- 1-4 地域での見守り体制の充実
- 1-5 高齢者の権利擁護支援の充実
- 1-6 認知症高齢者への支援体制の推進
- 1-7 日常生活支援の充実

## 基本目標2

社会参加の促進と  
高齢者に  
やすらぎのある  
まちづくり

- 2-1 生きがいづくりの推進
  - ・自主的な活動の促進
  - ・生涯学習の推進
  - ・スポーツ活動等の推進
  - ・生きがい活動支援の充実
- 2-2 就労支援の充実
- 2-3 住環境の整備
- 2-4 防犯・防災対策と災害時支援体制の整備

## 基本目標3

総合的な  
介護予防の推進

- 3-1 一般介護予防の推進
- 3-2 住民主体の介護予防の推進
- 3-3 総合事業の推進と介護保険サービスによる予防給付

## 基本目標4

介護サービスの  
充実による  
安心基盤づくり

- 4-1 介護給付適正化の推進強化
- 4-2 要介護認定の適正化の推進
- 4-3 介護サービス事業者の質の向上に向けた取組と監査体制の確立
- 4-4 低所得者への配慮
- 4-5 介護保険サービスによる介護給付
- 4-6 地域密着型サービスの充実
- 4-7 特別給付の実施

